

- (7) 熊本市健軍一丁目1-7-102
代表取締役 杉川 明
熊本県知事許可(般-12)第14922号
有限会社三大建設
 - (8) 熊本市神水一丁目24-1
代表取締役 河村 一富士
熊本県知事許可(般-11)第14780号
有限会社エイアールイー
 - (9) 熊本市西原一丁目22-40
代表取締役 坂口 文雄
熊本県知事許可(般-12)第12635号
有限会社希望建設
- 熊本市出水七丁目751-20
代表取締役 林田 英男
熊本県知事許可(般-13)第11254号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成16年9月15日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第841号

昭和36年4月25日熊本県告示第256号(熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種)の一部を次のように改める。

平成16年11月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

麦の表に次のように加える。

認定	小麦	早	ミナミノカオリ	西海186号	九州農試	Pampa INTA	西海186号	平16	県内小麦栽培地帯	硬質小麦。タンパク質含有率が高く、パン適性高い。やや低収で、赤かび病にやや弱い。
認定	普通大粒大麦	早	九州二条17号	九州二条17号	福岡県農業総合試	九州二条11号(ミハルゴールド)	栃系225	平16	県内普通大粒大麦栽培地帯	縞萎縮病Ⅲ型抵抗性、良質多収、焼酎醸造適性が高い。

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第169号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川水系の上内田川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のため採捕する場合を除く。

平成16年11月1日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

1 採捕禁止区域

鹿本郡菊鹿町大字上内田字吉原地内の砂防ダム下流端から下流750メートルの吉原堰上流端までの区域

2 指示の有効期間

平成16年11月25日から平成18年11月24日まで

熊本県公安委員会告示第17号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年11月1日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1の表松橋警察署砥用駐在所の項及び松橋警察署金木駐在所の項を削り、同表松橋警察署豊川駐在所の項位置の欄中「同」を「下益城郡」に改め、同表松橋警察署中央駐在所の項を次のように改める。

中央駐在所	同 美里町 萱野	美里町堅志田、大沢水、中小路、馬場、中郡、萱野、岩下、原田、津留、小市野、白石野、松野原、木早川内、長尾野、小筵、佐俣、岩野（長田、大谷、加倉、前畑、前平、津加峯、野中、竹の谷を除く。）、中、椿、下草野、弘川、坂本
-------	----------------	---

1の表松橋警察署中央駐在所の項の次に次のように加える。

砥用 駐在所	同 同 原町	美里町土喰、原町、永富、大窪、境、三加、名越谷、古閑、栗崎、二和田、三和、清水、石野、柏川、早楠、安部、今、坂貫、岩野（長田、大谷、加倉、前畑、前平、津加峯、野中、竹の谷）、豊富
金木 駐在所	同 同 畝野	美里町畝野、遠野、大井早、洞岳、涌井、甲佐平、川越

1の表松橋警察署花園駐在所の項所管区域の欄中「花園町」の次に「、花園台町」を加え、同表備考中「平成16年3月31日」を「平成16年11月1日」に改める。

